

## 特定個人情報ファイル簿

特定個人情報ファイルの名称	(1)国民年金情報ファイル
実施機関の名称及び事務をつかさどる組織の名称	美濃加茂市 健康福祉部 国保年金課
特定個人情報ファイルの利用目的	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3. 給付業務 (1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (3)年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>4. 個人番号が記載された請求書等の受理、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容(平成29年4月1日開始) (1)被保険者の資格異動の受付・審査・報告 (2)保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 (3)年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 (4)免除申請書や保険料未納者等の所得情報の提供 (5)障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 (6)障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 (7)その他上記に関連する業務</p>
特定個人情報ファイルに記録される項目	別紙
本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	美濃加茂市内の国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)、受給権者の一部 ※一部、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人</li> <li>・実施機関内の他部署(市民課、税務課)</li> <li>・行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、地方公共団体情報システム機構)</li> </ul> 上記機関等との法令等に基づく手続きによる
記録情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合は提供先	なし
開示、訂正等の請求を受理する組織の名称及び所在地	〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市 健康福祉部 国保年金課 電話:0574-25-2111
訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律等による特別の手續	なし
電子ファイル・紙ファイルの別	電子ファイル